

# 『カラム』が論じた女性の権利と自由

## コラム「女の園」より

光成 歩

### はじめに

1950年8月に発行が始まった『カラム』は、初期から「女の園——女性の権利と自由」<sup>1)</sup>、「女性の世界」<sup>2)</sup>など、女性に関するコラムを継続的に掲載してきた。女性に関するコラムとしては最初の「女の園」は、1950年11月号(第4号)から1954年8月(第49号)にかけて全20編が掲載された(記事一覧を参照)。うち16編の執筆者であるウンム・ムフシン(Ummu Mukhsin)は、『カラム』の出版者であり主筆であったエドルス<sup>3)</sup>の筆名である。宗教知識をもつ女性執筆者という体裁をとり、特に女性読者に向けた記事として掲載された「女の園」の特徴はどのようなものだったのか。記事の構成や主張について概観した上で、初回の記事「成年を迎えた女性」の全訳を掲載する。

### 1. 「女の園」とエドルス

ウンム・ムフシンはエドルスの筆名であり、その主張は『カラム』全体、とりわけ社説や時事情報を扱う記事におけるエドルスの主張と合致し、補完関係にあった。例えば、コラム第1回の記事「成年を迎えた女性」は、初婚女性の結婚に対する後見人の権限を否定し、女性自身の意思を結婚成立の最も重要な要件とみなす主張を行っている。このような主張は、マレー・イスラム世界の主流であるシャーフィイー派法学の通説を覆し、これに基づいたマレー人社会の慣習をも否定するものだった。このような論争含みの主張がなされた背景には、1950年半ばから翌年にかけてムスリム社会の強い関心を集めたオランダ人少女ナドラの親

権、結婚、そして改宗をめぐる係争と騒動<sup>3)</sup>があった。「成年を迎えた女性が確固とした自由と結婚に関する諸権利をもつ」、「後見人は完全な権限をもつわけでない」、「後見人は媒介人にすぎない」とするウンム・ムフシンの主張は、ナドラの結婚を支持して「ムスリムは自由に希望する誰とであれ結婚を決めることができ、結婚のために代理人として誰でも希望する人物を選び、任命することができる」[Qalam 1951.1: 17]と述べたエドルスの主張と合致する[坪井 2014: 37-38]。また、記事内にはナドラの結婚と関連して提出された法案<sup>4)</sup>への批判や、ムスリム社会で唯一この法案を積極的に支持した女性活動家への批判が現れるが、これもエドルスの主張と合致する<sup>5)</sup>。

女性の自由や権利といった概念を強調することは、一方でマラヤの宗教指導者との対立を招いた。1952年には、ジョホール州のムフティが「女の園」の第1回と第2回の記事を激しく批判するファトワを発行した。これに対しては、「女の園」の記事内でウンム・ムフシンが反論を行う[Qalam 1952.4: 23-25]より以前に『カラム』がファトワ全文を掲載し、別のコラム「苦いコーヒー」(Kopi Pahit)内で反論している[Qalam 1952.3: 4, 8-10, 31-34]。こうした『カラム』と「女の園」の共通の態度は、時事情勢に対するコラム記事の機敏な反応にも現れている。

### 2. コラムの構成

コラムの内容は、年を追うごとにかなりの変化をたどる。全20編は大きく3つに分けて整理できる。

1) マレー語タイトルはHalaman Kaum Ibu: Hak dan Kebebasan Perempuan。以下、「女の園」。

2) マレー語タイトルはAlam Wanita。掲載は1957年5月号(第82号)から停刊直前の1969年9月号(第227号)まで。そのうちアブドゥッラー・バスメーが執筆した1961年9月から1962年12月までの内容については[國谷 2012: 9-16]の分析がある。

3) 詳細は[Hughes 1980][Haja 1989][坪井 2011][光成 2018]などを参照。

4) ムスリムの結婚に法律によって下限年齢を設けようとする動き。1950年10月にシンガポール進歩党のジョン・レイコックが提案した。

5) 第6号(1950年10月)、第7号(1950年11月)のコラム「我々はどこへ連れて行かれるのか?」(Ke Mana Kita Hendak Dibawa...?)でアフマド・ルトフィ(エドルスの別の筆名)が同様の批判を行っている。

## コラム「女の園」記事一覧

号	年	月	頁	タイトル(マレー語)	タイトル(和訳)	執筆者
4	1950	11	12	Perempuan Sesudah Baligh	成年を迎えた女性	ウンム・ムフシン
5	1950	12	19	Apa Dia Kebebasan Perempuan	女性の自由とは	ウンム・ムフシン
6	1951	1	40	Hak Perempuan atas Hartanya	女性の財産権	ウンム・ムフシン
7	1951	2	35	Talak dan Hal Ehwal yang Berkenaan dengannya	離婚とその関連事項	ウンム・ムフシン
8	1951	3	34		※無題(前号の続き)	ウンム・ムフシン
10	1951	5	14	Cara2 Bergaul, Pakaian dan Kedudukan Perempuan dalam Masyarakat	社会における女性の交際・服装・地位	ウンム・ムフシン
11	1951	6	27	Apa Bencana Melanggar dan Mencapak Ketetapan2 Allah	神による決まりに反する または無視することの災厄とは	ウンム・ムフシン
12	1951	7	51	Teladan bagi Sekalian Kaum Ibu	すべての女性の模範	ウンム・ムフシン
14	1951	9	23	Siti Sarah Menunjukkan Teladan dan Ikutan2	シティ・サラの模範と手本	ウンム・ムフシン
17	1951	12	28	Hasutan Syaitan yang tidak Berkesan: Yakin dan Sabar	徒勞に終わった悪魔の野望: 自信と忍耐	ウンム・ムフシン
18	1952	1	14	Riwayat Siti Asyah dengan Firaun	シティ・アイシャとファラオの物語	ウンム・ムフシン
19	1952	2	33	Masalah Kupu dan Paksaan dalam Kahwin Dara	初婚女性の結婚における対等性と強制の問題	ウンム・ムフシン
20	1952	3	26	Siti Asyah Beriman kepada Musa	シティ・アイシャのムサへの信心	ウンム・ムフシン
21	1952	4	23	Kepada Sahib al-Fadilah, Mufti Kerajaan Johor	ジョホール政府ムフティの サヒブ・アルファズィラに向けて	ウンム・ムフシン
23	1952	6	6	Seksa Firaun kepada Siti Asyah hingga Mati	ファラオの拷問とシティ・アイシャの死	ウンム・ムフシン
24	1952	7	64	Gadis	少女	ウンム・ムフシン
27	1952	10	42	Islam dan Wanita	イスラムと女性	引用記事 (書誌情報不詳)
29	1952	12	28	Kedudukan Perempuan Islam di Dewan Mesyuarat dan di Pentas	議場及び壇上における女性の地位	ハッサン・アフマド
30	1953	1	29	Soal Jawab atas 17 Masalah yang mengenai Perempuan di Dewan2	議会における女性に関する 17の問題への質疑応答	ハッサン・アフマド
49	1954	8	32	Pesanku... Wahai Anakku Perempuan!	忠告…娘たちよ! (Al-Muslimun誌より転載)	アリー・ タンターウィー

### 第1回(1950年11月)～第7回(1951年6月)

コラムの始まりは、ナドラの結婚やそれに端を発したムスリムの結婚に関する諸問題、すなわち結婚年齢、初婚の強制、離婚趨勢などに対してムスリム女性として声を上げるというものだった。その内容は、西洋近代批判とイスラム伝統主義批判という2つの主張を併せもち、副題にもある通り、イスラム本来の価値として女性の権利と自由を強調した。第2回、第3回のコラムは、導入部分を除いて時事情勢への言及を離れ、エジプトの知識人ファリド・ワジュディ<sup>6)</sup>の著作を引用しつつ、「女性の自由」と「女性の財産権」を論じた。第4回から第7回までは再び離婚や社会における女性の振る舞いといったシンガポールのムスリム社会の情勢に即したトピックを取り上げている。

### 第8回(1951年7月)～第16回(1952年7月)

第8回から第16回までは、概ねムスリム女性の模範を示すとしてコーランに登場する女性の伝記を紹介

6) Muhammad Farid Wajdi (1875-1954) はエジプトの知識人で編集者。1933年から1952年までアズハル大学の機関紙『イスラムの光』(Nur al-Islam)の編集を務めた。

する内容である。例外が第12回(1952年2月)と第14回(1952年4月)で、前者はムスリムの結婚についての時事問題に反応して批判を述べたもの、後者は先述のジョホール州ムフティへの反論記事である。『コラム』は、雑誌、新聞、ラジオなど他のメディアの引用や記事の転載を頻繁に行い、時事情勢や社会的な論争に積極的に言及しているが、「女の園」も連載中の伝記を後回しにして論争に対応し、時事的な出来事への即応を優先している。

### 第17回(1952年10月)～第20回(1954年8月)

第17回から第20回まではいずれも別の媒体からの引用記事となっており、執筆者も入れ替わりが激しい。第17回はシンガポールの宗教教育に携わる知識人の著作からの転載<sup>7)</sup>、第18回と第19回はインドネシアの知識人ハッサン・アフマド<sup>8)</sup>の著作『議場及び

7) 印刷のかすれのため、引用元の正確な書誌情報や執筆者の情報は不明。

8) Hassan bin Ahmad (1887-1958) はインド出身の父、スラバヤ出身の母をもつタミル系ムスリム。A. HassanもしくはHassan Bandungとしても知られる。プルス(S.PERSIS: Persatuan Islam)の創始者。

演台におけるイスラム女性』(1941年出版)からの転載、最終の第20回はアリー・タンターウィー<sup>9)</sup>の雑誌『Al-Muslimun』掲載文の翻訳転載となっている。

### 3. 第1回「成年を迎えた女性」 (1950年11月号、12～16頁)記事全訳

一部の女性には、イスラム教の規則が緩すぎ、かつこれまでの波紋を呼ぶ出来事の通り女性に十分な自由を与えていないという考えがあるように見受けられるので、我々は宗教法に精通したある女性の執筆者に女性たちの導きとなるべきイスラムにおける女性の権利と自由について執筆するよう依頼した。ここで掲載する論説は、自由な思考により女性の権利について熟慮した見解をもたらし、保護されるべき人々<sup>10)</sup>、ただし女性たちだけでなくそれ以外の、とりわけその父母たちにも明快な説明を与えるものである。この論説は長編なので連載という形をとらざるをえないが、それでも各掲載分ができるだけテーマ別となるようにした。願わくばこの論説が読者にとって有益なものとなるように——編集者より。

#### ウンム・ムフシン著「成年を迎えた女性」

成年を迎えた女性の権利と自由について論じる前に、まず読者諸氏には昨今の騒動について注意を喚起したい。それは、一部の女性、とりわけチェ・ザハラ・ヌル・モハメド<sup>11)</sup>が先導して提起している若い女性、すなわちすでに成年してはいるが16歳もしくは18歳には至っていない女性の結婚について法規則<sup>12)</sup>を求めるもので、彼女は1950年10月1日付のサンデー・タイムズ紙の掲載記事においてハミダ、ロキア、ヒンドンという女性の名前を挙げてその理由を述べている。このような動きは他の諸宗教の影響を受けたもので、西洋文明よりもより十全で長い歴史をもち、とりわけ女性が粗暴で狂気じみた処遇を受けていた時代の世界において、同時期に女性の地位を高めた崇高で高貴なイスラム教の教えを非難するものである。

9) Ali Al-Tantawi(1909-1999) はシリア出身の法学者、判事、ジャーナリスト。1940年代のシリア及びエジプトの家族法改革で中心的役割を果たした。

10) 女性を指す。

11) Che Zahara binti Nur Mohamed(1907-1962、以下チェ・ザハラ)はシンガポール生まれのマレー人女性活動家。夫はスリランカ出身のムスリム商人。1947年10月、孤児院運営の傍ら、マレー人女性福祉協会を設立してマレー人の離婚慣習の改革を訴えた。

12) 1950年8月に提起された婚姻年齢の下限を設定する法案(通称レイコック法案)を指す。

私は、チェ・ザハラが伝えたような辛苦が経験されたことも、また往々にしてそれ以上の苦難が存在していることも否定しない。しかし、こうした間違いは、男であろうと女であろうと成年した者の結婚を承認するイスラムの教えから出てきたわけではない。結婚する者の条件は十分に健康であることに加え、両者の間の諸権利と諸義務の知識をもっていることであり、私は法規則を設けることについて全く賛同しない。なぜなら、それはイスラムの教えが人間の理性の法によってではなく至高で栄光なる全知の神によって担保されたものであることを否定することになるからだ。

この間違いのすべては、自覚のあるなしに関わらずイスラム教の法の高貴さに触れてしまった(チェ・ザハラ)<sup>13)</sup>責任や活動に一絡げに帰すべきではない。多くの場合、ウラマーと呼ばれる者たちやカディの職にあつてその役職を宗教への奉仕ではなく自分自身の利益と地位のために使っているような者たちが原因となっている。安易な離婚や男性だけに離婚の権利があるという考えは全く唯一の考えなのか? 一人ひとりの女性の自由、すなわち宗教に与えられた彼女らの諸権利を喪失させているのは、彼らのこの問題に対する知識のなさ、あるいは故意の信念なのだ。なぜなら、離婚宣言の権利は男性だけがもつのではなく、女性もまた夫を一回のタラークによって離婚する権利をもっているのだ。この件については後述したいと思う。

社会の間違いによって、経済状況の悪さによって、また宗教を専門とする者たちがイスラム教によって与えられた女性らの権利を隠して(本来の)権利の確立や間違いの訂正を行う勇気を出さなかったことによって、安易な離婚が起こる事態や強制によって特徴づけられる<sup>14)</sup>結婚が起こる事態を招いている。その中で、無知な両親は彼らの子が実際は合法でない結婚の中で結婚しているようなものであることに気がついていない。彼女らは知識をもたず、また自身の自由な諸権利に少しの注意も払わない。大半の者がコーランとハディースに基づくイスラム教の教え、それは明確で類例の必要もないほどに誤りようもなく明白なもののだが、(イスラム教の教え)とは言えないものに全く

13) 訳文中の丸括弧は、文脈を補うために筆者が挿入したもの。以下同様。

14) 原文ではdibangsakan(民族的特徴と見なされる、の意か)。当時シンガポールでは、結婚登録件数の半数に迫る離婚登録件数、すなわち安易な離婚傾向がマレー人固有の問題として取りざたされていた。また、その要因として初婚年齢の低さ、とりわけ貧困にあえぐ両親の意思による若年女性の結婚が指摘されていた。

盲従してしまっており、彼女らと夫の関係は姦通のようなものである。

よって、チェ・ザハラと同じ考えで社会を助けたいという人々は、イスラムの教えに戻り、まずは女性の権利と習慣がどのようになっているのかを検討し、学び、その本来の権利について理解したならば、自分と同じ民族、同じ性別の人々にその理解と説明を十分に行うのが良い。明確な説明が十分になされたならば、その後、その学びは自らの権利と義務についての知識となる——故意に女性の権利や尊厳の擁護を宣伝するのではなく。しかし、(彼らは) その反対に、それを手段にしようとしている。演劇やジョゲットなどの催しは、寄付のため、彼女らの目的のための手段と言っているが、その反対に、自分と仲間の利益のための手段となっている<sup>15)</sup>。これは恐るべき危険な事態であり、嫉妬を買うに違なくまた慎重に調査すべきことである。

さて、ここからは私たち女性の権利と自由についての話題に戻ろう。人間の事象において、神は、父親と母親がその子供らに慈愛の感情をもつよう定められた。例えばある人がある子供に愛情を抱き、その愛情ゆえにその子らのためにすべてを犠牲にする準備ができていても、また一方で子供の両親というものも子供らに対し責任をもつ。また、社会に有用で利益をもたらす人間となる責任ゆえに子供を教育し世話をする義務がある。このようなことは周知の通りで、教育は男子にだけ受けさせると決まっているわけではなく、生活を完璧にするために女子にも必要なものである。

両親の子供に対する責任は、子供が成年を迎えた時にすべての重荷から解き放たれる。一人の子供は成年するまでは両親または後見人の責任下にある。しかし成年すれば、両親に責任を課す法もその子に対する後見人の権限も消え失せ、その日から一人の人間と見なされる——もはや子供ではないのだ。もしも父母の遺産があるならばその遺産はその子に委ねられねばならない。浪費でもしない限り、あるいは神の教えに反した行為に使われない限り、無論そうならばそれを管理する法律が適用されるわけだが、その財産は誰憚ることなくその子自身の思うように管理することができる。

15) チェ・ザハラは、マレー人との離婚慣習を是正するための啓蒙活動及び寄付金の収集活動として演劇を上演しており、このことでシンガポールムスリム諮問委員会を始めとするムスリム指導層と対立していた。

成年した個人の自由は宗教によって、理性によって、そして慣習によって同意されたものであり、私たち成年女性は定まった自由をもつ。そこには、結婚に関する諸権利も含まれている。それゆえに、そしてまたコーランとハディースの合法的な導きによると、初婚の女性が彼女の承諾によらず結婚させられた場合の結婚は、合法でないのである。彼女の承諾は推奨されているだけではなく義務の範疇であり、彼女の承諾によらないのであれば結婚は合法でないのだ。かつ、合法でない結婚により設けられた子供はハラムの子と決まっている。

「結婚歴のある女性は合議を経なければ結婚させることはできない、初婚女性は彼女の承諾を得なければ結婚させることはできない。」——ブハーリーの伝える真正のハディースによると預言者の言葉もこのように述べている。

預言者はまたこのようにも述べている。「結婚歴のある女性は自らの結婚について後見人よりも権限が強い。初婚の女性は(自らの結婚に)承諾を求められることが不可欠であり、承諾は承諾<sup>16)</sup>で事足りる。」——ムスリムによる真正のハディース。この説明から、一人ひとりの結婚は承諾を得ずに行われなければ合法とは言えず、承諾のない結婚がそれだけで合法でないと定まっているのは明らかである。ところで、沈黙についても、今日の状況を見ると、明らか(に同意している)でなければただ沈黙しているだけでは十分とは言えない。結婚する本人の証言により確定すること、また一人ひとりが結婚において完全な自由を保障されるよう強制婚の余地をなくす必要があるのだ。この中で後見人は求婚者と求婚を受けた者との間の媒介人もしくは世話人を務めるだけなのである。女性は彼女自身の行為について自由なのであり、(結婚における)後見人の権限は完全なものではない。

私の説明に対して必ずや人は尋ねるだろう、もし女性が自身について独立した権利をもっているのなら、そして自分自身のことを管理する権利があるのなら、なぜ現在まで、ある人が求婚する際に女性自身のところへ赴くのが普通になっていないのか、と。求婚者たちは女性たちの両親または後見人を通すのが普通である。この質問に私はこう答えよう。預言者の時代までと預言者の時代には、女性たちの礼節を重要視することが慣習となってきた。女の子たちは大抵自宅で教

16) ジャウイ原文にはizinnya(彼女の承諾)とあるが、diam(沈黙)の誤表記と思われる。

育され、彼女ら自身の精神以上に財物として世話され守られてきた。そのような世話と教育を受けた少女たちは、教育のある少女たち<sup>17)</sup>のように人前にさらされることはなかった。人前にさらされない少女たちは、自分の親族以外の男性と話すこともなかった。このような少女たちは多くの場合恥ずかしがり屋で、後見人や世話人を通さずに求婚を受けることなどできなかったのだ。このため、こういった場合に後見人は媒介人を務めるが、媒介人が権限をもつわけではない。

このようなことは娘が自ら結婚する権利を失うことを意味しない。イマム・マーリクが結婚の条件を二つに分割したのはおそらくその権利を認めるためだった。彼の言うところによれば、「身分の低い女性は自ら結婚することができるが、高貴な身分の女性はその限りでない」。イマム・マーリクの言葉からは、身分の低い女性はそれほど十分な世話を受けられなかったことが理解できる——だから恥じらいも少なく、よって彼女は誰でも好きな者を選んで後見人とし、結婚を締結することができた。

ところで、尊敬される身分または高貴な身分の出の女性たちは普通、非常に手厚く保護されている。そのため彼女は出席している男性の前で自らの結婚を締結することはできず、ましてその集まりで顔を見せることもできない。これは、女性が自らの結婚の権利を手放し、また結婚に際して選り好みや後見に関する事柄を、自身の承諾によらない結婚が間違っていることについてはなおさらのこと、放棄する自由をもっているということだ。同様に明らかなのは、その結婚は、イスラムの要請や教えに背を向けた慣習の類に成り下がっていること、まして、大半の事例において、損害を与え、災害をもたらす事態にいたるまで教えに全く背を向けていることだ。そして、実際にはイスラム教はそのようなことを教えとしていないにもかかわらず、こうした歴史を知らない者の多くは、そのような結婚の誤りをイスラム教の誤りとみなしている。

世界中どの宗教も、結婚における女性の自由をこれほど完璧に与える点でイスラム教には及ばない。その様式は完璧に整えられており、時代と時々に合わせて諸規則は彼女らに少しの縛りももたらさない。そうでないのは、この自由を狭める諸規則を遵守する者、故意の者、己の欲望に従う者たちで、イスラムの教えが

ここに述べた人々の考えを狭めたという多くの者の疑いを招いている。このことについては、次号以降においても引き続き説明する。

#### 4. 『カラム』における女性の権利と自由

20編のコラム全体を通じて、第1回記事における女性の自由と権利を強調した論調の激しさは特筆すべきものがある。ナドラ係争のような直接のきっかけや強制婚の是非といった具体的な論点が浮上していたことがこうした論調を支えたことは間違いないと思われる。例えば、保身のために伝統を墨守するウラマー、無知と困窮にあえぐ両親による娘の結婚、戦争による社会の混乱の中で犠牲になる女性といった社会批判の要素は、『カラム』発行以前からエドルスの小説に現れ、「女の園」にも『カラム』全体にも共通する基盤となっているが、「女の園」以前には女性は自由や権利の主体というよりもっぱら弱者として描かれてきた [Talib 2002]。ウナム・ムフシンの筆名で女性の権利と自由を謳い上げた「女の園」は、エドルスの思想の中でも重要な転換点をなしていると考えられる。

他方、女性の自由や女性の権利といった語彙は、『カラム』発行の全時期を通して用いられたものではなかった。「女の園」全20編の中でも、中盤からは女性の権利と自由の主張から女性への模範の提示に焦点が移っている。また、「女性の権利と自由」を副題とする「女の園」自体が1954年に姿を消し、コラム「女性の世界」がこれに代わっている。シンガポールのムスリム社会において、結婚の制度改革は引き続いての関心事であり、『カラム』もこれを活発に論じたが、その中で『カラム』の力点は、自由恋愛の過度な浸透に警鐘を鳴らす立場に移っていった。女性の権利と自由を強調したコラム「女の園」は、そうした過程で『カラム』における位置を失っていったとも考えられる。こうした点を検証し、同時期のムスリム社会における女性の地位の変化と合わせて『カラム』の女性像の検討を続けたい。

17)原文は gadis yang digelar terpelajar (教育のある少女)。自宅での教育に対比して公教育、学校教育に近い文意があると考えられる。

## 参考文献

---

- Haja Maideen. 1989. *The Nadra Tragedy: The Maria Hertogh Controversy*. Selangor: Pelanduk.
- Hughes, T. E. 1980. *Tangled Worlds: The Story of Maria Hertogh*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Talib Samat. 2002. *Ahmad Lutfi: Penulis, Penerbit dan Pendakwah*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- 國谷徹 2012 「近代イスラームにおける家族像——連載記事『女性の世界』の分析から」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラム的社会制度の設計』(CIAS Discussion Paper No. 23) 京都大学地域研究統合情報センター、pp.9-16。
- 坪井祐司 2011 「シンガポールのマレー・ムスリムからみたナドラ問題」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編』(CIAS Discussion Paper No. 19) 京都大学地域研究統合情報センター、pp.17-24。
- 坪井祐司 2014 「宗教の制度化、民族の制度化——1950年代前半のマラヤ政治と『カラム』の戦略」『マレーシア研究』3: 29-46。
- 光成歩 2018 「花嫁の自立——ナドラの結婚からみる1950年代シンガポール女性の地位」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅸ——マレー・ムスリムの越境するネットワーク2』(CIRAS Discussion Paper No. 78) 京都大学東南アジア地域研究研究所、pp.21-36。